

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会【総論】

前提の確認

1. 消防力の整備指針及び消防水利の基準は、**市町村が適正な規模の消防力を整備**するにあたっての、指針及び基準として、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員、消防水利についての**整備目標を示している**。
2. その中で、**平時の消防力を構成するために**、消防ポンプ自動車や救急自動車などの配置台数、当該車両への搭乗人員数及び予防要員や通信員数並びに消防水利の給水能力やその配置については、各消防本部の管轄人口や所在する建築物、危険物施設の状況等に応じて、**普遍的に整備するものとして、数値基準を設けている**。

災害等の発生状況及び消防を取り巻く環境の変化の状況（第1回検討会）

現状の継続と考えられる要因

- 消防職員数は増加で推移
- 火災件数、延焼件数、焼損面積等の減少
- 焼死者数、負傷者数等の減少
- 119番通報件数、ほぼ横ばいで推移

前回改正の経過観察と考えられる要因

- 救急件数の増加
- 防火対象物数の増加

－前回（平成26年）の主な改正内容－

消防を取り巻く環境の変化や東日本大震災を教訓に、大規模な改正を実施。

- ①化学消防車の配置基準
施設ごとの事故件数に差異があり、増加傾向にある状況を踏まえ、補正係数により算出。
- ②救急自動車の配置基準の見直し
人口規模ごとの加算要件を見直すなど、増強配備することとした。
- ③非常用消防用自動車等
大規模災害発生時に、非常招集した職員が使用する消防車両の配置基準を規定。
- ④消防本部及び署所の耐震化等
地震災害及び風水害時等に、災害応急対策拠点として機能を発揮するため、耐震性、耐浸水について明記し、業務継続の観点から、被災した際の代替施設の確保を明記。
- ⑤通信員
管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人数で運用可能となっていることから、比例配分を実情に合うように見直すとともに、勘案により総数を増減させるようにした。
- ⑥予防要員
防火対象物の増加や立入検査、違反処理業務の重要性に鑑み、増員した。
- ⑦兼務の基準
防火対象物の増加に鑑み、共同住宅への立入検査業務など、一定の算定数を超えない範囲で、警防要員が予防要員を兼務できるように拡大した。
- ⑧消防水利
「整備目標」としての位置づけを明確にするとともに、大規模な地震等が発生した場合の火災に備え、耐震性を有した消防水利を計画的に配置することとした。

総論

改正以後の災害等発生状況や取り巻く環境の変化の状況を見ると、前回の改正内容を包含しているものや現規定で対応できる状況であることから、大規模な改正は要さず、現行の規定の点検を行い、必要に応じて、消防本部等の意見を踏まえた見直しを実施することが適当と思われる。

1. 消防力の整備指針

－施設に係る指針－

- （1）防火対象物数や危険物施設数、災害発生件数等が変化中、これらを算定指標として扱っている項目を見直す必要があるのではないか。
☞【第7条 はしご自動車】、【第8条 化学自動車】など
- （2）近年の消防装備や特記すべき装備等について反映する必要があるのではないか。 ☞【第9条 大型化学消防車等】、【第16条 特殊車等】など
- （3）指令センターや映像端末など情報通信機器についても、技術が発達し、それらを生かした効率的な部隊運用が可能となっている。消防指令システムに関する規定を設けるべきではないか。 ☞【第20条 消防専用電話装置】など
- （4）その他

－人員に係る指針－

- （1）消防装備の自動化、軽量化等による業務の効率化・省力化が図られていることを反映させる必要があるのではないか。
☞【第27条 消防隊の隊員】、【第31条 通信員】など
- （2）特定・非特定防火対象物や危険物施設、一戸建て住宅等の増減及び近年の立入検査の状況、また、原子力施設立地などを予防要員数に反映させる必要があるのではないか。 ☞【第32条 消防本部及び署所の予防要員】
- （3）その他

－その他－

- （1）消防の連携・協力により、指令センターの共同運用や消防車両の共同整備が進んでいくことが今後見込まれる。連携・協力により共同整備する場合の消防力の整備指針との関係を整理する必要があるのではないか。 ☞【第7条 はしご自動車】、【第31条 通信員】など
- （2）その他

2. 消防水利の基準

- （1）人口減少による水需要の減少などから、水道施設の更新にあたっては、配水管のダウンサイジングが進められている。消火栓の整備への影響を検討する必要があるのではないか。 ☞【第3条 消防水利の給水能力】など
- （2）その他